

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第42号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 第6条の3 条例第4条第1項ただし書に規定する加算する額は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、 <u>1万6千円</u> とする。 | 第6条の3 条例第4条第1項ただし書に規定する加算する額は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、 <u>3万円</u> とする。 |

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瀬戸市国民健康保険条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。